⑷　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ｉ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

ⅱ）一次エネルギー消費量に関する仕様基準　基準省令第１条第１項第２号ロ⑵に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

⑨　第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

５．第四面関係

①　第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。

②　住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄に用いる用語の意義は、４．第三面関係の注意⑧のとおりとします。

「⑴外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

「⑵一次エネルギー消費量に関する事項」は「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

④　第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

６．別紙関係

①　１欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

②　１欄の⑴の１）から３）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

③　１欄の⑴の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。